

統計百五十年史正誤表

No.	訂正箇所				正	誤	対応年月日
1	上巻	第一編	3頁	上段	統計をつかさどる組織は、早くも6年5月には「 <u>太政官職制章程</u> 」、 <u>「太政官正院事務章程」</u> の改正に伴って制定された…	統計をつかさどる組織は、早くも6年5月には「太政官正院事務章程」の改正に伴って制定された…	令和8年3月23日
2	上巻	第一編	16頁	上段	毎月1回例会を開くことなどを決めた。11年2月には、表記学社を「スタチスチック社」と改称し、 <u>例会を毎月第2、第4土曜日に開くこととした。</u>	毎月 <u>11日</u> に例会を開くことなどを決めた。11年2月には、表記学社を「スタチスチック社」と改称し、 <u>毎月第2、第4土曜日の例会において、社員が2～3名ずつ講義することとした。</u>	令和8年3月23日
3	上巻	第一編	16頁	上段	さらに、19年5月 <sup>(注)</sup> 「スタチスチック雑誌」第1号を発行、	さらに、19年4月「スタチスチック雑誌」第1号を発行、	令和7年3月24日
4	上巻	第一編	16頁	欄外注釈	<u>(注) スタチスチック雑誌第2号(5月30日刊行)には、「本社雑誌毎月一回(三十日)発行致シ度段去月廿二日…内務大臣へ出願セシ所本月五日許可アリシニ由リ」との記述がある。ただ、第1号の刊行日は4月30日とする資料もある。※追記</u>		令和7年3月24日
5	上巻	第一編	18頁	上段	具体的な内閣統計局の所掌事務としては、23年6月の内閣所属職員官制(明治23年勅令第114号)において、	具体的な内閣統計局の所掌事務としては、23年6月の内閣所属職員官制(明治32年勅令第114号)において、	令和7年3月24日
6	上巻	第一編	26頁	中段 枠内	……萬国同一時日ニ其ノ調査ヲ執行セムコトヲ <u>望ミ</u> ……	……萬国同一時日ニ其ノ調査ヲ執行セムコトヲ <u>欲シ</u> ……	令和7年3月24日
7	上巻	第一編	39頁	中段	(5) 調査経費 第1回国勢調査実施のために当初帝国議会で認められた予算額は、大正7年から14年までの継続費として8か年計215万3,320円であったが、その後、 <u>地方経費の増額、物価騰貴による割増しを行う一方、12年の行政整理により12年から14年までの年割が12年から16(昭和2)年までに変更された。さらに、大正12年の大震災の復興事業に多額の経費が必要になったことから経費を削減するとともに更に2年延期することとなり、この結果、最終的に7年から18年までの12か年にわたる調査経費の最終的な総額は、579万6,174円となった。</u>	(5) 調査経費 第1回国勢調査実施のために当初帝国議会で認められた予算額は、大正7年から14年までの継続費として8か年計215万3,320円であったが、その後、 <u>当該予算審議の際の地方経費は国庫が支弁すべきとの議論を踏まえてその分を増額し、更に物価騰貴による割増しを行った。</u> 一方で、12年の行政整理により12年から14年までの年割が12年から16(昭和2)年までに変更された。 <u>この結果、最終的に7年から16年までの10か年にわたる調査経費の最終的な総額は、582万3,924円となった。</u>	令和7年3月24日

統計百五十年史正誤表

No.	訂正箇所				正	誤	対応年月日
8	上巻	第一編	58頁	中段	昭和14年臨時国勢調査の予算は、14年、15年合わせて <u>150万円</u> であった。	昭和14年臨時国勢調査の予算は、14年、15年合わせて <u>346万7,533円</u> であった。	令和7年3月24日
9	上巻	第一編	99頁	上段	国民所得を合わせて4万 <u>404</u> 世帯	国民所得を合わせて4万 <u>409</u> 世帯	令和7年3月24日
10	上巻	第一編	102頁	上段	生命表は、既に明治35年、 <u>45年</u> 、大正7年に作成・公表されていたが、	生命表は、既に明治35年、 <u>44年</u> 、大正7年に作成・公表されていたが、	令和7年3月24日
11	上巻	第一編	104頁	上段	官公庁の統計関係職員、国勢調査など各調査の統計調査員、統計学会員、統計協会員等約 <u>7,000人</u> が参加した。	官公庁の統計関係職員、国勢調査など各調査の統計調査員、統計学会員、統計協会員等約 <u>6,000人</u> が参加した。	令和8年3月23日
12	上巻	第一編	119頁	下段	昭和21年9月 <u>25日</u> に小委員会案を可決した。	昭和21年9月 <u>5日</u> に小委員会案を可決した。	令和8年3月23日
13	上巻	第一編	126頁	上段	森田委員は内閣統計局、大蔵省、物価庁、近藤委員は農林省、 <u>川島</u> 委員は内務省、司法省をそれぞれ担当した。	森田委員は内閣統計局、大蔵省、物価庁、近藤委員は農林省、 <u>正木千冬（経済安定本部部員）</u> 委員は内務省、司法省をそれぞれ担当した。	令和8年3月23日
14	上巻	第一編	129頁	中段	25年1月 <u>31日</u> には総務課、審査第一課、審査第二課及び審議室と変遷した。	25年1月 <u>30日</u> には総務課、審査第一課、審査第二課及び審議室と変遷した。	令和8年3月23日
15	上巻	第一編	139頁	上段	次いで本体の「人口動態調査令」（大正11年勅令第 <u>478号</u> ）の改正（昭和21年勅令第447号）が9月に行われて、	次いで本体の「人口動態調査令」（大正11年勅令第 <u>487号</u> ）の改正（昭和21年勅令第447号）が9月に行われて、	令和8年3月23日
16	上巻	第一編	140頁	表2	<u>22年1月</u> 毎月勤労統計調査を改正 <u>実施</u> （22年8月指定統計第7号に指定、23年9月労働省へ移管）	<u>12月</u> 毎月勤労統計調査を改正（22年8月指定統計第7号に指定、23年9月労働省へ移管）	令和8年3月23日
17	上巻	第一編	144頁	上段	昭和33年2月貯蓄動向調査を開始（ <u>家計調査の付帯調査</u> ）	昭和33年2月貯蓄動向調査を開始（ <u>37年家計調査の附帯調査となる。</u> ）	令和8年3月23日
18	上巻	第一編	145頁	上段	「統計局研究彙報」が25年 <u>3</u> 月に創刊された。	「統計局研究彙報」が25年 <u>4</u> 月に創刊された。	令和8年3月23日

統計百五十年史正誤表

No.	訂正箇所				正	誤	対応年月日
19	上巻	第一編	160頁	中段	単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査を家計調査に統合（平成14年度）	家計調査及び単身世帯収支調査において農林漁家世帯を調査対象の範囲に追加（平成11年度）	令和8年3月23日
20	上巻	第一編	167頁	下段	そして、 <b>12年</b> 2月、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務庁関係政令の整備に関する政令」（平成12年政令第35号）	そして、 <b>同年</b> 2月、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務庁関係政令の整備に関する政令」（平成12年政令第35号）	令和8年3月23日
21	上巻	第一編	168頁	下段	総務省は関係府省の協力を得て	総務省 <b>統計局</b> は関係府省の協力を得て	令和8年3月23日
22	上巻	第一篇	173頁	中段	・平成21年4月 <b>6日</b> ：全国消費実態調査	・平成21年4月 <b>1日</b> ：全国消費実態調査	令和8年3月23日
23	上巻	第一編	205頁	上段	31年 <b>4月</b> にサービス分野の生産物分類が策定され	31年 <b>3月</b> にサービス分野の生産物分類が策定され	令和8年3月23日
24	上巻	第二編	239頁	中段	町村に対しては各1人の国庫負担統計専任職員（合計10,300人）が配置された。	町村に対しては各1人の国庫負担統計専任職員（合計10,300人）が、 <b>市に対しては人口2万人について2人の国庫負担統計専任職員（300人）</b> が配置された。	令和8年3月23日
25	上巻	第二編	247頁	上段	「総務省組織令」（平成12年政令第 <b>246</b> 号）	「総務省組織令」（平成12年政令第 <b>146</b> 号）	令和8年3月23日
26	上巻	第二編	273頁	下段	<b>国民生活実態調査</b> （37年～、承認統計調査）及び <b>保健衛生基礎調査</b> （38年～、承認統計調査）の再編・整備を行い、	<b>保健衛生基礎調査</b> （37年～、承認統計調査）及び <b>国民生活実態調査</b> （38年～、承認統計調査）の再編・整備を行い、	令和8年3月23日
27	上巻	第二編	280頁	表2	数値修正 下記【新旧対照表】参照		令和8年3月23日
28	上巻	第二編	291頁	表6	数値修正 下記【新旧対照表】参照		令和8年3月23日
29	上巻	第二編	292頁	表8, 9	数値修正 下記【新旧対照表】参照		令和8年3月23日
30	上巻	第二編	295頁	表13	数値修正 下記【新旧対照表】参照		令和8年3月23日
31	上巻	第二編	296頁	表15	数値修正 下記【新旧対照表】参照		令和8年3月23日

統計百五十年史正誤表

No.	訂正箇所				正	誤	対応年月日
32	上巻	第二編	306頁	下段	第3条 調査実施者（日本銀行及び日本商工会議所を除く。）は、統計調査の結果を疾病、傷害又は死因別に表示する場合においては、統計委員会が公示する分類の基準及び分類表によらなければならない。……	第3条 調査実施者（日本銀行及び日本商工会議所を除く。）は、統計調査の結果を疾病、傷害又は死因別に表示する場合においては、統計委員会が公示する分類の基準及び分類表によらなければならない。 <u>2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。</u>	令和8年3月23日
33	上巻	年表	年3		<u>5</u> スタチスチック社、「スタチスチック雑誌」を創刊	<u>5 1</u> スタチスチック社、「スタチスチック雑誌」を創刊	令和7年3月24日
34	上巻	年表	年4		<u>明治38年8月9日</u> <u>「明治三十六年十二月三十一日道府県別現住戸数現住人口及本籍人口」を刊行</u> ※追記	欠落	令和7年3月24日
35	上巻	年表	年5		<u>明治42年8月6日</u> <u>「自明治十七年至同四十年道府県現住人口」を刊行</u> ※追記	欠落	令和7年3月24日
36	上巻	年表	年5		内閣統計局、内務省の依頼により 東京市「細民調査」の集計を実施(大正元年7月にも <u>東京市・大阪市</u> について実施)	内閣統計局、内務省の依頼により 東京市「細民調査」の集計を実施(大正元年7月( <u>東京市・大阪市</u> ))	令和8年3月23日
37	上巻	年表	年18		25 1 <u>31</u> 統計委員会事務局審査課を審査第一課及び審査第二課に再編し、基準課を審議室とする	25 1 <u>30</u> 統計委員会事務局審査課を審査第一課及び審査第二課に再編し、基準課を審議室とする	令和8年3月23日
38	上巻	年表	年18		3 「統計局研究彙報」を創刊 ※追記		令和8年3月23日
39	上巻	年表	年19		※削除	4 1 5 「統計局研究彙報」を創刊	令和8年3月23日

統計百五十年史正誤表

No.	訂正箇所				正	誤	対応年月日
40	上巻	組織の変遷	組 8		(1/31) 総務課 審査第一課 審査第二課 審議室	(1/30) 総務課 審査第一課 審査第二課 審議室	令和8年3月23日
41	上巻	組織の変遷	組21		(2017) 平成29年 経済統計課－調査官 (2018) 平成30年 経済統計課－調査官	(2017) 平成29年 経済統計課－調査官 [2] (2018) 平成30年 経済統計課－調査官 [2]	令和7年3月24日
42	上巻	組織の変遷	組22		(2019) 平成31年／令和元年 経済統計課－ <u>調査官</u> (2020) 令和2年 経済統計課－ <u>調査官</u> (2021) 令和3年 経済統計課－ <u>調査官</u>	(2019) 平成31年／令和元年 経済統計課－ <u>企画官 (4/1)</u> (2020) 令和2年 経済統計課－ <u>企画官</u> (2021) 令和3年 経済統計課－ <u>企画官</u>	令和7年3月24日
43	上巻	組織の変遷	組23		(2023) 令和5年 経済統計課－ <u>調査官</u>	(2023) 令和5年 経済統計課－ <u>企画官</u>	令和7年3月24日
44	下巻	第一編	2頁	中段	大正11年4月19日法律第51号で同法の一部が改正され、中間年の5年目に簡易な国勢調査を行う旨の規定が設けられた。	大正11年4月19日法律第52号で同法の一部が改正され、中間年の5年目に簡易な国勢調査を行う旨の規定が設けられた。	令和7年3月24日
45	下巻	第二編	367頁	上段	第1期中期目標期間（15～19年度）に係る事業報告書	第1期中期目標期間（15～19年度）に係る事業 <u>実績</u> 報告書	令和7年3月24日
46	下巻	第二編	380頁	上段	第2期中期目標期間（20～24年度）に係る事業報告書	第2期中期目標期間（20～24年度）に係る事業 <u>実績</u> 報告書	令和7年3月24日

統計百五十年史正誤表

No.	訂正箇所				正	誤	対応年月日
47	下巻	第二編	389頁	下段	27年度の <b>事業</b> 計画	27年度の <b>年度</b> 計画	令和7年3月24日
48	下巻	第二編	394頁	下段	統計 <b>改革</b> 推進会議	統計推進会議	令和7年3月24日
49	下巻	第二編	456頁	欄外注釈	(注2) データサイエンス教育のための汎用素材として <b>独立行政法人統計センター</b> が作成・公開している表形式のデータセットで、様々な分野(人口・世帯、経済基盤、教育、健康・医療、福祉・社会保障など)の公的統計を市区町村別又は都道府県別にまとめたもの	(注2) データサイエンス教育のための汎用素材として <b>統計局</b> が作成・公開している表形式のデータセットで、様々な分野(人口・世帯、経済基盤、教育、健康・医療、福祉・社会保障など)の公的統計を市区町村別又は都道府県別にまとめたもの	令和7年3月24日
50	下巻	第二編	480頁	図 中段	「文化・スポーツ <b>施設</b> 」 「住宅・住 <b>環境</b> 」	「文化・スポーツ施△」 「住宅・住環△」 ※文字の欠落	令和8年3月23日
51	下巻	第二編	493頁	中段	「総理庁統計局図書館 <b>図書閲覧</b> 規程」(昭和23年10月10日施行)	「総理庁統計局図書館 <b>利用</b> 規程」(昭和23年10月10日施行)	令和7年3月24日
52	下巻	第二編	498頁	上段	②中央統計局をして、統計研究所及び統計専門学校(仮称)の経営を行わせる。 ・ <u>統計研究所においては、統計学に関する研究をなす外、統計に基づく調査研究を行う。</u> ・統計専門学校においては、統計学その他必要な課程を設け、統計関係職員の養成及び再教育を行う。 ③統計関係職員及び統計調査員の任命、委嘱について必要な資格及び義務権限を定める。	②中央統計局をして、統計研究所及び統計専門学校(仮称)の経営を行わせる。 ③統計専門学校においては、統計学その他必要な課程を設け、統計関係職員の養成及び再教育を行う。 ④統計関係職員及び統計調査員の任命、委嘱について必要な資格及び義務権限を定める。	令和7年3月24日

【新旧対照表】

No. 27 上巻 第二編 280頁

表2 指定統計調査実施件数（昭和36年～平成2年）

【新】

府省等	昭和														
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
総理府統計局	6	6	7	6	6	6	6	7	7	6	8	6	6	8	7
経済企画庁	3	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1		
大蔵省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
文部省	4	4	5	3	4	4	2	3	3	3	4	2	2	3	3
厚生省	7	7	8	7	7	6	7	7	7	7	7	7	7	6	6
農林省	7	7	9	7	8	8	7	8	7	8	7	7	8	8	7
通商産業省	13	14	16	14	12	14	15	14	13	14	14	14	16	15	14
運輸省	8	8	11	10	9	9	9	9	10	9	10	9	8	8	8
労働省	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
自治省			1		1			1					1		
地方公共団体			4	1		4				11	3	2			
合計	55	54	69	56	55	62	54	57	55	67	65	56	57	56	53

府省等	昭和													平成	
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2
総理府統計局	6	7	7	7	6	7	7	6	5	6	7	7	6	8	6
大蔵省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
文部省	2	2	3	2	2	2	2	3	3	2	3	3	2	3	3
厚生省	6	4	6	6	6	6	6	6	6	5	4	5	4	4	5
農林省	8	7	8	8	8	7	7	8	8	7	7	7	8	7	8
通商産業省	14	14	14	13	14	16	15	14	14	15	16	15	15	15	13
運輸省	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7
労働省	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
建設省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
自治省			1					1					1		
合計	52	50	55	52	52	54	53	53	50	49	51	51	50	51	49

【旧】

府省等	昭和														
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
総理府統計局	6	6	7	6	6	6	6	7	7	6	8	6	6	8	7
経済企画庁	3	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1		
大蔵省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
文部省	4	4	5	3	4	4	2	3	3	3	4	2	2	3	3
厚生省	7	7	8	7	7	6	7	7	7	7	7	7	7	6	6
農林省	7	7	9	7	8	8	7	8	7	8	7	7	8	8	7
通商産業省	13	14	16	14	12	14	15	14	13	14	14	14	16	15	14
運輸省	8	8	11	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8
労働省	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
自治省			1		1			1					1		
地方公共団体			4	1		4				11	3	2			
合計	55	54	69	56	55	62	54	57	54	67	64	55	57	56	53

府省等	昭和													平成	
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2
総理府統計局	6	7	7	7	6	7	7	6	6	7	7	6	6	8	6
大蔵省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
文部省	2	2	3	2	2	2	2	3	3	2	2	3	2	3	3
厚生省	6	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	5
農林省	8	7	8	8	8	7	7	8	8	7	7	8	8	7	8
通商産業省	14	14	14	13	14	16	15	14	14	16	15	14	15	15	13
運輸省	8	8	8	8	8	8	8	7	7	8	8	7	7	7	7
労働省	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	3	3	3
建設省	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
自治省			1					1				1	1		
合計	52	50	55	52	52	52	50	55	52	52	53	53	50	51	49

表6 旧統計法第15条第2項の規定に基づく承認件数

【新】

年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数
昭和22	2	33	40	44	151	55	228	3	112	14	201
23	3	34	34	45	123	56	218	4	110	15	206
24	1	35	42	46	146	57	193	5	103	16	151
25	11	36	66	47	189	58	220	6	102	17	165
26	6	37	48	48	176	59	151	7	149	18	135
27	13	38	81	49	186	60	147	8	161	19	198
28	9	39	92	50	205	61	191	9	171	20	157
29	10	40	120	51	205	62	157	10	176		
30	7	41	82	52	215	63	110	11	170		
31	5	42	128	53	251	平成元	125	12	141		
32	34	43	129	54	251	2	131	13	126		

【旧】

年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数
昭和22	2	33	40	44	153	55	228	3	112	14	201
23	3	34	34	45	123	56	218	4	110	15	206
24	1	35	42	46	146	57	193	5	103	16	151
25	11	36	66	47	189	58	220	6	102	17	165
26	6	37	48	48	176	59	151	7	149	18	135
27	13	38	81	49	186	60	147	8	161	19	198
28	9	39	92	50	205	61	191	9	171	20	157
29	10	40	120	51	205	62	157	10	176		
30	7	41	82	52	215	63	110	11	170		
31	5	42	128	53	251	平成元	125	12	141		
32	34	43	129	54	251	2	131	13	126		

表 8 新統計法第33条第1項第1号に基づく調査票情報の提供件数

【新】

年度	平成										令和	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	2,254	2,975	2,647	2,478	2,504	2,437	2,585	2,586	2,584	2,358	2,000	2,086

【旧】

年度	平成										令和	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	2,254	2,975	2,647	2,478	2,504	2,437	2,585	2,586	2,584	2,358	1,999	2,086

表 9 新統計法第33条第1項第2号に基づく調査票情報の提供件数

【新】

年度	平成										令和	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	54	133	148	169	244	281	267	324	369	382	218	298

【旧】

年度	平成										令和	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	54	133	148	169	244	281	267	324	369	382	219	298

表13 統計報告の承認件数（様式単位）

【新】

年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数
昭和27	79	昭和37	469	昭和47	615	昭和57	468	平成4	431	平成14	453
28	272	38	527	48	450	58	400	5	404	15	411
29	381	39	444	49	469	59	482	6	404	16	329
30	556	40	434	50	535	60	503	7	435	17	451
31	310	41	440	51	547	61	438	8	551	18	379
32	331	42	553	52	452	62	478	9	465	19	384
33	359	43	502	53	543	63	447	10	401	20	449
34	292	44	572	54	477	平成元	395	11	486		
35	433	45	554	55	585	2	489	12	490		
36	346	46	515	56	520	3	527	13	472		

【旧】

年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数	年次	件数
昭和27	79	昭和37	469	昭和47	615	昭和57	468	平成4	431	平成14	453
28	272	38	527	48	450	58	400	5	404	15	411
29	381	39	444	49	469	59	482	6	404	16	329
30	556	40	434	50	535	60	503	7	435	17	451
31	350	41	440	51	547	61	438	8	551	18	379
32	331	42	553	52	452	62	478	9	465	19	384
33	359	43	502	53	543	63	447	10	401	20	449
34	292	44	572	54	477	平成元	395	11	486		
35	433	45	554	55	585	2	489	12	490		
36	346	46	515	56	520	3	527	13	472		

表15 旧統計法における届出統計調査の受理件数

## 【新】

年次	新規	変更	中止	年次	新規	変更	中止	年次	新規	変更	中止	年次	新規	変更	中止
昭和25	439			40	77	105	3	55	86	55	7	7	81	71	3
26	306			41	110	92	1	56	128	64	1	8	91	102	12
27	200			42	119	106	2	57	118	66	3	9	88	63	12
28	517	10	13	43	105	122	7	58	109	50		10	84	101	13
29	300	31	1	44	119	117		59	83	56	5	11	143	77	14
30	315	29	2	45	68	88	3	60	79	77	3	12	122	76	11
31	133	60	16	46	115	92	2	61	113	68	8	13	106	127	12
32	249	66	1	47	71	94	1	62	96	73	5	14	99	78	10
33	275	59	13	48	99	99	1	63	106	65	7	15	315	121	6
34	142	81	8	49	77	88		平成元	83	65	8	16	447	90	10
35	97	35		50	62	68		2	130	71	3	17	114	98	10
36	166	86	3	51	60	73		3	161	73	7	18	108	118	27
37	193	36	1	52	81	82	2	4	111	75	4	19	109	67	9
38	176	98	5	53	156	80	4	5	124	114	1	20	318	102	19
39	167	82	1	54	112	73	1	6	66	79	4				

(注) 年次は、昭和25年～27年は年度、28年は4月～12月、29年以降は暦年である。

## 【旧】

年次	新規	変更	中止	年次	新規	変更	中止	年次	新規	変更	中止	年次	新規	変更	中止
昭和25	439			40	77	105	3	55	86	55	7	7	81	71	3
26	306			41	110	97	1	56	128	64	1	8	91	102	12
27	206			42	119	106	2	57	118	66	2	9	88	63	12
28	517	10	13	43	105	122	7	58	109	50		10	84	101	13
29	300	31	1	44	119	117		59	83	56	5	11	143	77	14
30	315	29	2	45	68	88	3	60	79	77	3	12	122	76	11
31	133	60	16	46	114	92	2	61	113	68	6	13	106	127	12
32	249	66	1	47	71	94	1	62	96	73	5	14	99	78	10
33	275	59	13	48	99	103	1	63	106	65	7	15	315	121	6
34	142	81	8	49	78	88		平成元	83	65	8	16	447	90	10
35	97	35		50	62	68		2	147	73	5	17	114	98	10
36	166	86	3	51	60	73		3	161	73	7	18	108	118	27
37	193	36	1	52	81	82		4	111	75	4	19	109	67	9
38	176	98	5	53	156	80		5	124	114	1	20	318	102	19
39	167	82	1	54	112	73	1	6	66	79	4				

(注) 年次は、暦年である。